中古車表示のチェックポイント（2023年10月版）

店頭展示車（プライスボード:「支払総額」の表示）

プライスボードに必要表示事項を表示していますか？《□の付いている項目にチェックしてください》

□ ①販売価格（支払総額）の表示

ア．購入時に最低限必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示

イ．内訳として「車両価格」及び「諸費用」を表示

> 実際の販売価格（支払総額）に千円未満がある場合は、価格を切り上げて表示

ウ．「支払総額には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨を表示

エ．「支払総額は登録の時期や地域等一定の条件を付した価格である」旨を表示

□ ②初度登録（届出）年月の表示

・登録車は初度登録年月、軽自動車は初度検査年を表示

□ ④定期点検整備の有・無を表示

ア．納車時までに定期点検整備を実施して販売する場合、定期点検整備費用を「車両価格」に含めて、「定期点検整備付き」と明瞭に表示

イ．定期点検整備を実施しない場合、「定期点検整備なし」と明瞭に表示
要整備箇所がある場合、その旨を表示

□ ⑥走行距離数の表示

・走行距離計に示されたキロ数を表示

・走行距離数に疑義がある場合は、「?」の記号と推定できる根拠がある場合は推定キロ数、推定できる根拠がない場合は「不明」と表示

・走行距離計が改ざんされている場合は、「改ざんされている」旨を表示

・走行距離計が交換されている場合は、走行距離計が交換されている旨及び交換前・後のキロ数を表示

□ ⑦修復歴の有・無の表示

・車両の骨格に当たる部位の修正及び交換歴がある場合「有」、その他の場合は「無」と表示

□ ⑧自家用、営業用、レンタカー、その他の使用歴を表示

□ ⑨前使用者の点検整備記録簿の有・無の表示

・展示時点から過去２年以内に定期点検整備が行われ、その点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合「有」、その他の場合「無」と表示

・「有」の場合、定期点検整備の内容を付記

「車両価格」と「定期点検整備」及び「保証」に関する表示

●中古車の価格・品質に重要な影響を及ぼす「定期点検整備」及び「保証」を付帯して販売する場合、その費用は「車両価格」に含めた上で、「定期点検整備付き」及び「保証付き」と明瞭に表示すること

●「定期点検整備」の実施が、「保証付き（又は新車保証継承）」の条件の場合は、当該定期点検整備費用は保証に要する費用として、「車両価格」に含めた上で、「定期点検整備付き」及び「保証付き」と明瞭に表示すること

「支払総額」に含まれる「諸費用」

●「諸費用」には、購入時に最低限必要となる保険料、税金（法定費用含む。）、登録等に伴う費用（新規又は移転登録を行う場合の検査登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用）を含めること

●「下取車諸手続代行費用」や「納車費用」等、ユーザーによって要否が異なるものは含めずに表示すること

「諸費用」として「不適切な費用」

●「納車準備費用」や「納車点検費用」等、その名称の如何を問わず、中古車商品化のための費用は「諸費用」として請求することはできません
必ず「車両価格」に含めて表示すること

□ ③車名及び主な仕様区分

エンジン排気量、ボディタイプ、グレード、ミッションタイプ等、その車両を特定するための情報を表示

□ ⑪自動車リサイクル料金の表示

ア．預託済の場合

→「預託済である旨及びリサイクル預託金相当額が含まれている」旨を表示

イ．未預託の場合

・「未預託である旨及び廃棄時にリサイクル料金の支払いが必要である」旨を表示

□ ⑤保証の有・無を表示

・保証に要する費用が「車両価格」に含まれる場合は「保証付き」、それ以外の場合は「保証なし」と明瞭に表示

・「保証付き」の場合、「保証内容」、「保証期間又は保証走行距離数」を明瞭に表示

□ ⑩自動車検査証の有効期限の表示

・車検証の有効期限の年月日を表示

●公正競争規約に関するお問い合わせは下記へ●

一般社団法人**自動車公正取引協議会**

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30（サウスヒル永田町）
TEL.03-5511-2111 FAX.03-5511-2112
URL https://www.aftc.or.jp

(2023.9)

特定の車両状態の表示

□店頭展示車が特定の車両状態に該当する場合、コンディション・ノート等による表示、同書面の購入者への交付をしていますか？

特定の車両状態とは…

①走行距離計が交換されている車両
②走行距離数に疑義がある車両
③走行距離計の改ざんが判明した車両
④修復歴がある車両
⑤定期点検整備なしで、要整備箇所のある車両

このような車両の場合、特定の車両状態を表示した書面（コンディション・ノート等）をフロントガラス等に表示し、同書面を購入者に交付してください

注意事項

1．販売する車両が、特定の車両状態に該当するかどうか、必ずチェックすること。
2．トラブル回避のため十分な説明を行うこと。
3．特定の車両状態に該当するにもかかわらず、これを表示しなかった場合は、不当表示となります。

コンディション・ノートの表示例

走行距離計が交換されている旨及び交換前、交換後のキロ数

走行距離計が改ざんされている旨

修復歴がある旨及び修復歴の部位

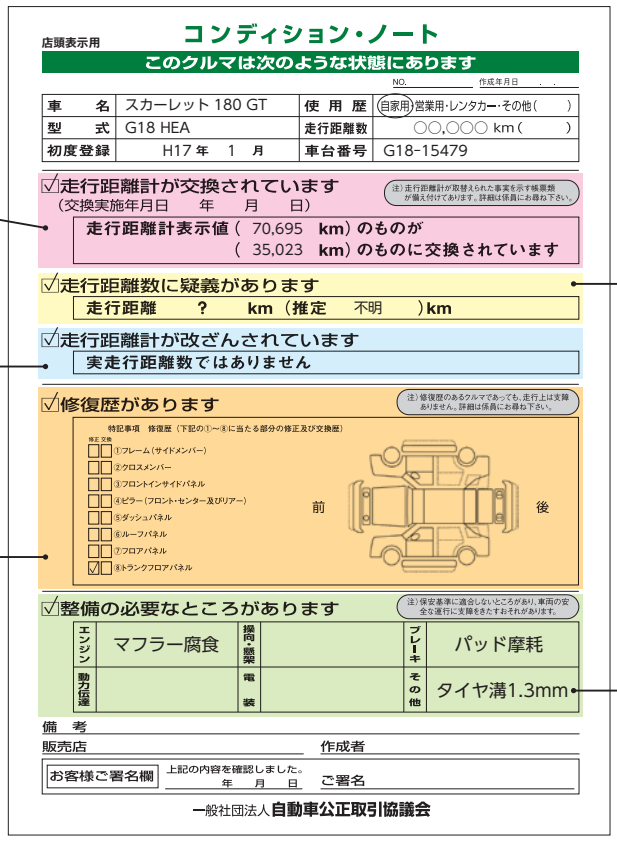

走行距離数に疑義がある旨及び「？」の記号
・推定根拠がある場合
→推定走行距離数
・推定根拠がない場合
→「不明」

要整備箇所がある旨及びその箇所

走行距離計交換歴車シール、改ざん歴車シールの貼付

□走行距離計が交換されている車両、改ざんが判明した車両にはシールを貼付していますか？

中古車の走行距離の不当表示を防止するため、走行距離計が交換されている車両、改ざんが判明した車両には、公取協作成のシールをセンターピラー（運転席側）に貼付してください。

1. 走行距離計が交換されている車両

不具合により自社で走行距離計を交換した場合は、交換前・後のキロ数等を記載した走行距離計交換歴車シールをセンターピラー（運転席側）に貼付してください
仕入れ以前に他社において走行距離計が交換されている車両についても、交換前・後のキロ数等が記載された帳票類（注）が備え付けてあり、かつ、同様の事項が記載された走行距離計交換歴車シールが貼付されている場合は、走行距離計交換歴車として表示することができます
帳票類はあるが、走行距離計交換歴車シールが貼付されていない場合は、帳票類の記載事項を転記した走行距離計交換歴車シールを貼付すれば走行距離計交換歴車として表示することができます

（注）交換前・後のキロ数、交換実施事業者名、交換実施年月日が記載された「点検整備記録簿」、「コンディション・ノート」、「保証書」等を指します
※走行距離計交換歴車シールが貼付されていない場合は、「走行距離数に疑義がある車両」として表示することになります。

2. 走行距離計の改ざんが判明した車両

走行距離計の改ざんが判明した車両には、「改ざんが判明した年月」を記入した走行距離計改ざん歴車シールを貼付してください

改ざん判定の根拠

前使用者の点検整備記録簿、保証書、A4出品票、走行メーター管理システム、カーチェックシート等

交換歴車シール

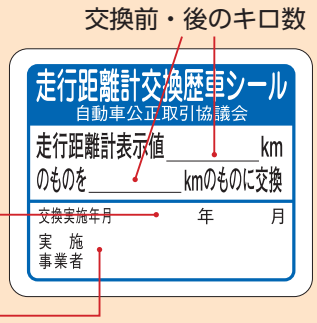

交換した年月

交換実施事業者名

※他社において走行メーターが交換されている車両にシールを貼付する場合は、帳票類に記載された事業者名を転記すること

改ざん歴車シール

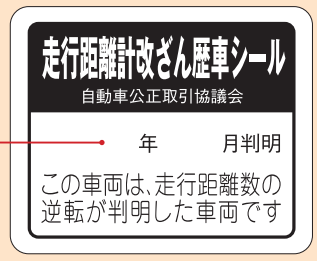

改ざんが判明した年月

注文書の表示

□注文書に次の事項を表示していますか？

1. 販売価格
（「支払総額」及び「車両価格」と「諸費用（合計額）」）
2. リサイクル料金
3. 走行距離数
4. 保証の有・無
5. 定期点検整備の有無

リサイクル料金（預託金相当額）の表示

①未預託の場合→　表示の必要なし
②預託済の場合
●販売価格にリサイクル預託金相当額を含めないで表示する場合（次のいずれかの方法により表示）
A. 販売価格と預託金相当額の双方を表示（預託金相当額が１万円以上の場合は印紙貼付が必要）
B. 預託金相当額は表示せず別書面（通知書）で明示・交付（印紙の貼付は不要）
●販売価格にリサイクル預託金相当額を含めて表示する場合（次のいずれかの方法により表示）
A. 預託金相当額込みの販売価格と預託金相当額の双方を表示（預託金相当額が１万円以上の場合は印紙貼付が必要）
B. 預託金相当額は表示せず別書面（通知書）で明示・交付
C. 預託金相当額は表示せずリサイクル券で明示・交付

※預託済の下取車の預託金相当額についても、上記の考え方に準じて表示してください。

注意事項

1．注文書を作成するときは、記載事項にもれのないよう確認すること。
2．注文書の記載内容をユーザーによく説明し、確認を得た上で必ず署名、捺印してもらうこと。
3．注文書の「お客様控え」を必ず交付すること。